



株式会社マルハグループ本社 広報・IRグループ

MARUHA GROUP INC.

Investor Relations & Public Relations Group

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-2 Tel. 03 (3216) 0821 Fax. 03 (3216) 0342

NEWS LETTER ニュースレター

平成 19 年 6 月 13 日

公正取引委員会からの勧告について

当社の連結子会社であるマルハ株式会社（以下、マルハ）は、本日、公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）に基づく勧告を受けました。

関係各位にはご心配をおかけする結果となり、誠に申し訳なく、お詫び申し上げます次第でございます。

本件は、マルハが平成 17 年 8 月から平成 18 年 9 月までの間に、下請事業者と覚書等を締結し合意した金額達成または数量達成基準に基づき、下請事業者から「割戻金」または「拡売費」として金銭を收受した行為が、公正取引委員会により、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じる行為である、と認定されたものです。

マルハからは、公正取引委員会により減じた額として認定された金銭につきましては、既に当該下請事業者に対して返還済である旨、また、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告に従った措置を速やかに講じて、同様の事態の再発防止に努めるとともに、下請法遵守体制をより一層充実させる旨の報告を受けております。

当社といたしましても、引き続き、グループコンプライアンスの観点からの指導・監督に努めてまいり所存でございますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上